

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間、40 年 1 月から同年 4 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 40 年 4 月まで  
② 昭和 40 年 8 月から同年 12 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、義兄から、A市の集金人に納付したと聞いていた。また、申立期間②の保険料については、義父から、B町役場（当時）で納付したと聞いていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳に「38. 6. 1 A市」の検認印が押されており、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも納付印が押されていることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳によれば、昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月までの期間について、同年 12 月 22 日に国民年金保険料を一括納付したことを示す「41. 12. 22」の日付印が押されていることが確認できる。このうち、40 年 1 月から同年 12 月までの欄に押された日付印の上に二重線が引かれているが、当該期間の保険料が還付されたことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳によれば、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を、40 年 5 月から同年 7 月までの期間に充当したことをうかがわせる記載が確認できるが、前述のとおり、当該期間の保険料は 41 年 12 月 22 日に納付されており、還付さ

れた記録も見当たらないことから、記録上、納付済期間に充当されたことになっているなど事務処理が適切に行われていなかったものと考えられる。

したがって、申立期間①のうち昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 40 年 1 月から同年 4 月までの期間並びに申立期間②については納付記録が存在していることになる。

一方、申立期間①のうち昭和 38 年 7 月から 39 年 12 月までの期間について、申立人は、申立人の義兄が国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人は、38 年 5 月\*日に婚姻しているところ、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 38 年度国民年金印紙検認記録の昭和 38 年 7 月の欄に「喪失」の印が押され、それ以降の欄は空欄となっている上、国民年金被保険者台帳も同年 7 月から 39 年 12 月までの欄は空欄となっている。

また、申立人の義兄は既に死亡していることから、申立期間①のうち昭和 38 年 7 月から 39 年 12 月までの期間に係る保険料の納付状況は不明であり、義兄が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間、40 年 1 月から同年 4 月までの期間及び同年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、父親と酒店を営んでいたが、昭和 51 年 7 月に結婚したのを契機に国民年金に加入し、国民年金保険料は、父親が、銀行の集金人に納付を依頼していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 6 月 30 日に払い出されており、申立人が加入手続をしたとする時期とおおむね合致している上、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同年 5 月 7 日に、49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるとともに、それ以降は、申立期間を除き、3 か月分ずつ現年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時に申立人は、その父親と酒店を営んでおり、生活状況に大きな変化はみられないことから、父親が、申立期間の国民年金保険料のみを未納のままにしていたというのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から42年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から42年7月まで  
申立期間の国民年金保険料を納付し、その領収証書を所持しているの  
で、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を第2回特例納付により納付した昭和50年12月16日付けの領収証書（領収金額は1万6,200円）、及びその不足分を納付した51年12月28日付けの領収証書（領収金額は1万800円）を所持しており、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）では、申立期間の保険料は納付済みと記録されている。

また、第2回特例納付により申立期間（30か月）の国民年金保険料を納付した場合の金額は2万7,000円であるところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、当初、1万6,200円と記載した納付書を発行し、それが昭和50年12月16日に納付されたものの、その後、同市で算定誤りが判明し、不足分として1万800円と記載した納付書を追加発行しており、それが、特例納付期限経過後の51年12月28日に納付された旨の記載が確認できる。

一方、オンライン記録では、申立期間は未納期間とされているが、申立人が特例納付した国民年金保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が、納付期限を経過してから納付した分の保険料も含めて申立期間の保険料相当額を納付し、それが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

以上のような事情を考慮すると、昭和51年12月28日は特例納付の実

施期間中ではなく、納付期限を経過した後の納付であったことを理由として保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成19年6月29日は25万3,000円、同年12月21日は32万3,000円、20年6月30日は27万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日  
② 平成19年12月21日  
③ 平成20年6月30日

私は、平成17年7月1日から株式会社Aに継続して勤務しているが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないので調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録については、事業主から提出された賞与統計表により確認できる賞与額及び保険

料控除額から、平成 19 年 6 月 29 日は 25 万 3,000 円、同年 12 月 21 日は 32 万 3,000 円、20 年 6 月 30 日は 27 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①、②及び③当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から55年1月まで  
私の国民年金保険料納付記録について年金事務所に照会したところ、申立期間は未加入期間であるとの回答を得た。  
国民年金保険料を納付したはずなので、回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入（平成9年1月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人から聴取しても、記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から40年3月まで  
私の国民年金保険料納付記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間は申請免除期間であるとの回答を得た。  
他界した両親からは生前、生活の苦しい中から、保険料を納付したということを聞かされていたので、回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿(紙台帳)を確認したが、申立期間について、申請免除を示す印が押されており、誤記載をうかがわせるような不自然な箇所も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は既に死亡しているため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の両親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から47年9月まで

私の2歳年下の妹が、「母親が（妹の）20歳から勤めるまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と言っていたことから、私の申立期間に係る国民年金保険料についても母親が納付してくれていたと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の112番前の記号番号の者が20歳到達時の昭和47年11月30日に国民年金被保険者資格を新規取得していること、及び申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した48年3月21日であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年3月以降に行われたものと推認され、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより調査したところ、申立人に対して、昭和53年8月15日に二つ目の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、オンライン記録によれば、この手帳記号番号により、申立人が、20歳到達時の41年\*月\*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

このため、申立期間当時は国民年金の未加入期間として取り扱われていたと考えられることから、制度上、申立人は、国民年金保険料を納付する

ことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、その妹から聞いた話として、妹も 20 歳から勤めるまでの期間の国民年金保険料を母親に納付してもらっていたと主張しているが、オンライン記録によれば、妹の国民年金保険料が納付されているのは、26 歳で婚姻した昭和 50 年 4 月以降であり、それ以前の期間は国民年金保険料の未納期間とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親からは高齢等のため事情を聴取することができず、保険料の納付状況等が不明である上、母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年11月までの期間、49年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年6月から同年11月まで  
② 昭和49年8月及び同年9月

会社を辞めて、A町に住むことになった昭和48年6月頃、父親が私の国民年金への加入手続を同町役場で行ってくれ、国民年金保険料も納付してくれていたと記憶している。

父親は既に亡くなっており、当時の資料等は残っていないが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社会保険事務所(当時)の国民年金受付処理簿により、申立人が昭和48年6月16日に国民年金被保険者資格を取得し、同年6月30日に年金手帳の交付を受けていることが確認できるものの、オンライン記録によれば、申立人は、同年12月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、49年8月3日に同資格を喪失しているが、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)では、国民年金加入後に、これら国民年金と厚生年金保険との切替手続を行った記録は無く、48年6月から49年12月までの期間が未納期間となっている。

また、申立人は、50年7月に婚姻しているが、国民年金被保険者台帳によれば、同年1月から同年3月までの国民年金保険料が、52年2月23日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人が婚姻後にそれまで未納であった国民年金保険料を、時効にかからない期間について納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親

は既に死亡していることから、申立期間①及び②の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月までの期間、59 年 9 月及び 60 年 5 月から 63 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 9 月  
③ 昭和 60 年 5 月から 63 年 9 月まで

昭和 56 年 8 月に会社を退職した時に、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。

昭和 60 年 5 月からは、父親と一緒に仕事を始めたので、父親が私の国民年金保険料を納付していないはずがない。

当時の関係書類は残っていないが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和 56 年 8 月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号の記号は、平成元年 4 月 1 日に新設された A 社会保険事務所（当時）により付番されたものである上、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の 31 番前の記号番号の者が 20 歳到達時の同年 8 月 22 日に国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったのは、同年 8 月以降と推認され、その時点では、申立期間①、②、及び③のうちの一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点から、20 歳到達時の昭和 55 年\*月\*日（その後、厚生年

金保険の加入記録が判明したことにより昭和 56 年 8 月 21 日に訂正) に遡って国民年金被保険者資格を取得したこととされており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間③直後の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、オンライン記録により、納付時期は不明であるものの過年度納付されていることが確認できることから、申立人の父親が、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しを受けてから、時効にかからない期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の父親からは高齢等により事情を聴取することができず、申立人自身は国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関与していないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から同年 11 月までの期間及び 59 年 9 月から 60 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月から同年 11 月まで  
② 昭和 59 年 9 月から 60 年 2 月まで

私は、転職を繰り返していたが昭和 59 年 9 月に A 市に戻り、無職の期間の国民年金に加入するため、60 年 5 月頃、同市役所に行って国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 5 月頃に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険及び共済組合だけであり、国民年金手帳記号番号払出簿により、59 年 9 月から 60 年 9 月までの期間について、A 市において払い出された国民年金手帳記号番号及び氏名を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。このため、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付された年金手帳は無いと述べているところ、所持している年金手帳の「国民年金手帳記号番号」及び「初めて被保険者となった日」が空欄になっており、同手帳からも国民年金の加入手続がされたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 20 日から 46 年 12 月頃まで  
② 昭和 47 年 6 月頃から 60 年 4 月頃まで

私は、昭和 43 年 4 月 20 日から 46 年 12 月頃までの期間中及び 47 年 6 月頃から 60 年 4 月頃までの期間中、定期的に A 県から B 県に仕事に行っており、C 株式会社に勤務した。

しかし、C 株式会社での勤務期間が厚生年金保険の加入期間とされていない。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録等から、申立人が各申立期間の一部について、季節労働者として C 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、当時の社会保険に関する資料や賃金台帳等の関係資料は焼却処分しているものの、政府管掌健康保険への加入は、正職員は昭和 35 年 6 月から、季節労働者は 60 年 4 月からであり、それ以前は日雇健康保険に加入のため厚生年金保険には未加入であると思われる旨回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、各申立期間に申立人及び申立人が記憶する複数の同僚の氏名は見当たらない上、各申立期間に係る同原票の「健保番号」に欠番も無い。

さらに、D 町が保管する資料によると、申立人は、昭和 43 年 8 月 1 日以降の期間について国民健康保険の被保険者となっている上（昭和 43 年 7 月以前についての記録は確認不可）、オンライン記録によると、各申立期間のほとんどの期間は国民年金の被保険者となっており、43 年 11 月か

ら 46 年 12 月までの期間及び 47 年 5 月から 59 年 3 月までの期間は申請免除（全額）期間、同年 4 月から 61 年 4 月までの期間は未納期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 16 日から 49 年 3 月 5 日まで

私は、昭和 46 年 1 月 5 日から 51 年 11 月 28 日までの期間、A株式会社B工場に勤務した。厚生年金保険には、46 年 5 月 1 日から加入したが、申立期間が未加入となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された労働者名簿及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人は、昭和 46 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 16 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、その後、申立人及び5名の同僚に対し、49 年 3 月 12 日に同年 3 月 5 日を資格取得日とする被保険者記号番号が連番で払い出されているが、当該番号は、申立人が 46 年 5 月 1 日に資格取得した被保険者記号番号と異なっていることが確認できる。

また、申立人に係る勤務証明書（事業主が昭和 49 年 3 月 31 日付けで発行）によると、当該証明書に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は昭和 49 年 3 月 12 日に払い出されたものである上、被保険者資格取得日は同年 3 月 5 日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立期間は国民年金に加入し、昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの申請免除期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

加えて、事業主は、労働者名簿から申立人が申立期間も継続して勤務していたことは確認できるが、当時の賃金台帳や社会保険関係書類は既に処分してしまったとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金

保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月末までの期間、A 事業所に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 62 年 3 月 26 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、当該事業所において、昭和 58 年 4 月 6 日に被保険者資格を取得し、62 年 3 月 26 日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、雇用保険の加入記録においても、取得年月日が 58 年 4 月 6 日、離職日が 62 年 3 月 25 日となっており、厚生年金保険の加入記録と合致している。

また、A 事業所は平成 15 年 7 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所を引き継いだ事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は全て処分したとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、当該事業所において、昭和 53 年 4 月 10 日から 63 年 4 月 1 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 10 名の資格喪失日を確認したところ、申立人と同様に月の途中で資格を喪失している者が 8 名みられ、1 日付けで資格を喪失している者は 2 名のみとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 8 月 1 日まで

私は、平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 7 月まで、株式会社 A に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。

厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社 A から提出された従業員台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、平成 13 年 11 月 7 日から 15 年 6 月 7 日までの期間は、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る平成 14 年分及び 15 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、雇用保険料は控除されているが、健康保険料及び厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、当該事業所の社会保険事務担当者は、申立人については厚生年金保険に加入させていなかったと述べている。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について、国民年金の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、株式会社 A に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 宮城厚生年金 事案 2395 (事案 1335 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から50年3月31日まで

私は、昭和46年5月から平成元年3月まで、断続的にA事業所に勤務したが、申立期間は厚生年金保険に未加入となっていた。

申立期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時、A事業所において臨時職員に係る給与計算の事務を行っていた職員3人はいずれも、「臨時職員について、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていた。」と述べているところ、当該期間における申立人の雇用保険の加入記録は見当たらないこと、ii) 申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間において夫の被扶養者になっていること、iii) A事業所では当該期間に係る社会保険関係の書類を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、今回、再申立てを行っているが、申立人から厚生年金保険料の控除について新たな資料の提出は無い。

また、A事業所の臨時職員として2か月を超えて雇用されている8人の雇用期間と厚生年金保険の加入期間について調査したところ、厚生年金保険の加入記録が見当たらない者が4人おり、当該事業所では必ずしも全ての臨時職員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがわ

れる。

このほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 16 日から同年 11 月 14 日まで

私は、昭和 60 年 5 月から同年 11 月まで有限会社Aに勤務していた。

20 年以上も前のことで記憶は定かではないが、同僚の名前を覚えており、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が昭和 60 年 5 月から同年 11 月まで有限会社Aで勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、当該原票の整理番号に欠番も無い。

また、当該事業所で社会保険関係を担当していたとする者は、申立人を覚えておらず、当該事業所では入社後 3 か月は厚生年金保険に加入させていなかったとしている上、回答があった被保険者 3 名が「入社後直ちに厚生年金保険には加入していない。」、4 名が「希望により厚生年金保険に加入しないことができた。」としている。

さらに、申立人及び有限会社Aの当時の工場長は、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員が 100 名、あるいは 80 名から 120 名いたとしているが、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者は 60 名前後となっており、必ずしも勤務していた従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、有限会社Aの事業を継承したB株式会社は、当時の資料は無いとしており、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。